

通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者

法人名 群馬中央医療生活協同組合
 代表者名 理事長 半澤 正
 所在地 前橋市朝倉町 830 番地の 1
 電話番号 027-265-3531

2. 通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	前橋協立病院 通所リハビリテーションセンター 未来
所在地	前橋市朝倉町 828 番地の 1
電話番号	027-265-3518
FAX 番号	027-265-3594
介護保険指定番号	1070102841 号
サービスの種類	指定通所リハビリテーション
サービス提供地域	前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
管理者名	瀧口 道生

(2) 同事業所の従業者体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	医師	1 名		1 名
従業者	理学療法士	5 名		5 名
	作業療法士	1 名		1 名

(3) 同事業所の設備概要

定員	午前 40 人 午後 40 人		
機能訓練室	1 室 (212.01 m ²)	相談室	なし
食堂	なし	送迎車	なし
入浴設備	なし	談話コーナー	あり

(4) サービスの提供日及び提供時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	○	○	○	○	○	×	×
午後	○	○	○	○	○	×	×

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）のサービス提供はありません。

サービス提供時間 午前 午前 8 時 45 分～午後 12 時 15 分
 午後 午後 13 時 15 分～午後 16 時 45 分

3. サービスの概要

(1) 運営の方針

要介護者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活ができるよう、機能訓練を行い利用者の心身機能の維持回復を図ります。

(2) サービス内容

理学療法士及び作業療法士により、日常生活動作（ADL）の維持・向上、生活の質（QOL）の維持・向上、その他利用者の心身状態の改善を目的として、リハビリテーション計画を作成し機能向上のためのリハビリテーションを実施します。

4. サービス利用料金

下記の料金は、通所リハビリテーションを利用した場合の利用料です。ご契約者の要介護度に応じた利用者負担額をお支払いください。

なお、利用者負担額はご契約者の負担割合（1割から3割）に応じて異なります。

(1) 通所リハビリテーション利用料

区 分	所要時間 1時間以上2時間未満
	1回あたりの利用料金
要介護 1	3,752円
要介護 2	4,047円
要介護 3	4,362円
要介護 4	4,657円
要介護 5	4,993円

区 分	所要時間 2時間以上3時間未満
	1回あたりの利用料金
要介護 1	3,895円
要介護 2	4,464円
要介護 3	5,064円
要介護 4	5,644円
要介護 5	6,224円

区 分	所要時間 3時間以上4時間未満
	1回あたりの利用料金
要介護 1	4,942円
要介護 2	5,746円
要介護 3	6,539円
要介護 4	7,556円
要介護 5	8,563円

※送迎減算：いずれの区分においても1回あたり955円（上記料金から減額されます）

(2) 加算利用料

項 目	利用料金
移行支援加算	1 2 2 円／回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 1 円／回
退院時共同指導加算（退院時のみ 1 回）	6 1 0 2 円／退院時
理学療法士等体制強化加算（1 時間以上 2 時間未満区分のみ）	3 0 5 円／回

(3) 実費負担

上記（１）（２）の利用料の他、介護報酬に含まれない費用については実費相当額を負担して頂きます。この場合は、事前に利用者又は家族にその内容をご説明し、同意を頂きます。

(4) お支払方法

毎月、15 日までに前月分の利用料金を請求致します。お支払い頂きますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行自動振替のご利用をお願い致します。

5. サービスの利用にあたって

(1) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、発熱など病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの内容の変更や中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上で対応いたします。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容の変更や中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上で対応いたします。必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

(2) その他

- ① 機能訓練室を利用する際には、従業員の同意を得から使用して下さい。また室内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 所持金品等は、自己の責任で管理して下さい。
- ③ 敷地内禁煙となっていますので、喫煙はご遠慮下さい。
- ④ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ⑤ 非常災害対策に可能な限りの協力をお願い致します。

6. 非常災害対策

- ①防災時の対応 緊急避難場所は春日中学校・前橋工科大学です。
- ②防災設備 消火器 等
- ③防災訓練 年 2 回実施
- ④防火責任者 (防火管理者) 青柳 達矢
- ⑤火元責任者 前田 博之

7. 緊急時の対応方法

- ① ご利用中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等にご連絡をいたします。
- ② 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. サービス内容に関する相談及び苦情に対する窓口

(1) 前橋協立病院 通所リハビリテーションセンター未来

電 話 027 (265) 3518

(2) 前橋協立病院 苦情窓口

電 話 027 (265) 3511

(3) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

前橋市介護高齢福祉課 電 話 027 (224) 1111

群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会 電 話 027 (290) 1323

9. 個人情報について

- ① 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとします。
- ② 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

10. 秘密の保持について

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

11. 当生協の概要

名称・法人種別 群馬中央医療生活協同組合 (医療生協)

代表者役職・氏名 理事長 半澤 正

本部所在地・電話番号 前橋市朝倉町830番地の1

電話027(265)3531

定款の目的に定めた事業

- (1) 組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (2) 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
- (3) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
- (4) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

施設等	病 院	前橋協立病院 (189 床)
	診療所	前橋協立診療所・桐生協立診療所・太田協立診療所 協立歯科クリニック
	訪問看護施設	広瀬訪問看護ステーション 東長岡訪問看護ステーション
	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター朝倉・在宅介護支援センター石原
	ホームヘルプステーション	太田市ヘルパーステーション石原 等